

平成 28 年 7 月 吉日

取引店各位

日生研株式会社 営業部

「日生研 E D S 不活化オイルワクチン」使用制限期間解除のご案内

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素より、弊社製品につきまして格別のご高配を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さてこの度、「日生研 E D S 不活化オイルワクチン」の【使用上の注意】（一般的注意）で『採卵鶏又は種鶏を廃鶏として食鳥処理場へ出荷する場合は、本剤は出荷前 40 週間は使用しないこと。』としていた使用制限が解除^{*)} されましたことをご案内申し上げます。なお、当該記載の削除に伴う添付文書の改訂につきましては、順次実施して参ります。

今後とも引き続き弊社製品につきご拡売賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

*) 説明

今般、内閣府食品安全委員会において「動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて人への健康影響は無視できると考えられる」とされた成分のみを添加剤として使用するワクチンについては、使用制限期間の設定が不要となりました。

本ワクチンに使用されている添加剤はすべて、食品安全委員会において平成 27 年 12 月 8 日までに「動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて人への健康影響は無視できると考えられる」と評価された成分です。

なお、「と畜場法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（昭和 47 年 6 月 20 日環乳第 52 号）」において、『生物学的製剤を注射して 20 日以内の獣畜の検査申請は受けつけないよう又は検査申請を行わないようと畜場関係者又は関係業者団体を通じて指導』することとされています。本ワクチンの使用制限解除後もこの通知は継続しておりますことをご留意下さい。

